

告示

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和六年九月十三日

埼玉県春日部県税事務所長 遠藤 訓夫

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社藤田油店	代表取締役 藤田 智之	埼玉県久喜市本町一丁目1番49号	令和六年八月三十一日